

3 都市農地創設支援型

③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入 ～ 市街化区域内農地の保全に向け、生産緑地の指定を進める取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと

生産緑地制度の導入に向けた取組

- 生産緑地の指定に関する専門家の相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（市街化区域内農地を所有する農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 新たに生産緑地指定した農地の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

（イメージ）



生産緑地地区に指定されていないため、農地の宅地化が進行

- ・ 生産緑地制度の周知
- ・ 関係機関との合意形成



生産緑地への指定により、長期的な農業経営の展望が開ける

(2) 交付額の上限等

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）

交付率：定額

助成上限額：600万円／年

このうちハード事業の上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額

（例1：ソフト事業450万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例2：ソフト事業300万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例3：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円）

実施区域等：市街化区域内（③の事業は三大都市圏の特定市以外の市街化区域内）

※「特定市」は、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。）をいう。

・首都圏：首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの

・中部圏：中部圏開発整備法の都市整備区域内にあるもの

・近畿圏：近畿圏整備法の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（①のハード事業の対象）

※創設した都市農地を生産緑地に指定することが見込まれる農地又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示される見込みがある農地

（②のハード事業の対象）

※今後、継続して農的空間として保全及び利用することが都市農業関係者間で合意されていること

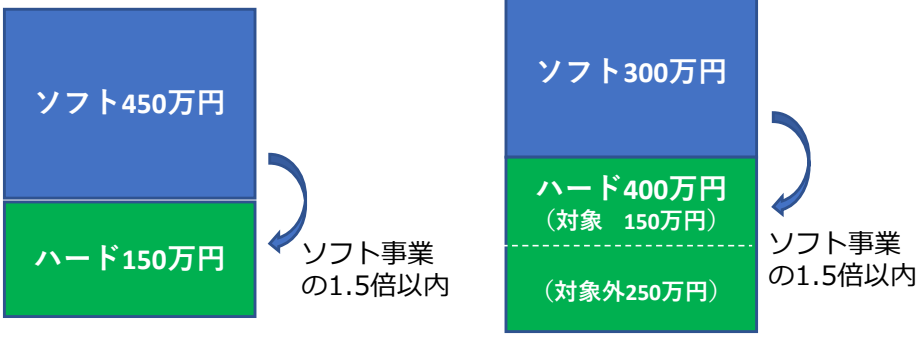
（③のハード事業の対象）

※生産緑地の指定が確実に見込まれる農地

（参考）

例1：総事業費600万円

例2：総事業費700万円

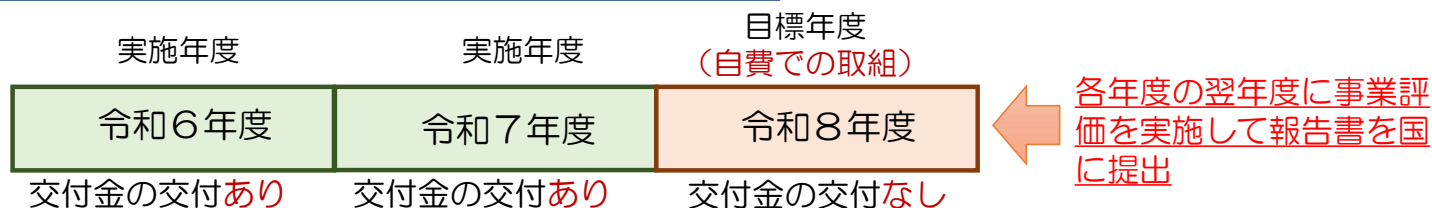


✓ check
例2のハード事業は、上限額の150万円を超えているため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。

4 事業実施期間の考え方

- 事業の実施年度は最長2年間です（最長2年間交付金の交付を受けることができます）。
- 事業の実施最終年度の翌年度が事業の目標年度となり、目標年度は国からの支援なしで、設定した目標の達成に必要な取組を行っていただく必要があります、目標年度まで各年度の事業評価報告が必要です。
- また、本事業は終了後も自立的かつ継続的な取組が必要です。

事業を2年間実施する場合のイメージ



5 選定要件等

【地域支援型】

- ① 都市住民と共生する農業経営の実現
 - ・事業実施主体である地域協議会の構成員に市区町村が含まれていること
- ② 都市農業の情報発信
 - ・事業実施区域は、原則、複数の市区町村にまたがるものであること（特別区及び政令指定都市にあっては単独の市区内で実施可能）
- ③ 防災協力農地の機能強化
 - ・市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員であること
 - ・防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること

【モデル支援型】

- ・複数の地域又は業種が、次のいずれかに掲げる取組を連携して一体的に実施すること
 - ① 都市農業における有機農業等の普及
 - ② 都市における農村ファンの拡大
 - ③ 都市部における防災機能の強化
 - ※③の事業は、市区町村が事業実施主体と連携していること
 - ※③の事業は、防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること
- ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

【都市農地創設支援型】

- ① 宅地等の農地転換による都市農地の創設
- ② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出
- ③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入
 - ・事業実施主体が地方公共団体のみで構成される団体ではないこと
 - ・事業実施区域は、市街化区域内であること
 - ※③の事業は、三大都市圏の特定市以外の市町村で実施すること
 - ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

また、都市農業基本法（平成27年法律第14号）に基づく地方計画が策定されている市区町村での取組や、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組で借り手の都市農業者が49歳以下の場合などについて加点措置を行い優先採択を行っております。